落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成26年4月30日　　支出負担行為担当官代理　関東財務局総務部総務課長　木村　　隆

（埼玉県さいたま市中央区新都心１－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　11

①71、27、75、78　②さいたま新都心合同庁舎１号館の管理・運営業務　一式　③購入等　④一般　⑤26. 4. 1　⑥新生ビルテクノ株式会社　東京都台東区台東１―27―１　⑦1,825,384,356円　⑧25. 12. 2　⑪最低価格

①26　②さいたま新都心合同庁舎１号館で使用する電気　契約電力2,500キロワット　予定使用電力量9,135,000キロワット時　③購入等　④一般　⑤26. 4. 1　⑥株式会社F-Power　東京都品川区東五反田５―11―１　⑦171,506,970円　⑧26. 1. 7　⑪最低価格

報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年4月30日

国立大学法人横浜国立大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　14

1　改正された規則の名称

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する国立大学法人横浜国立大学会計規則

（http://www.ynu.ac.jp/about/information/contract/bid.html参照）

2　この公表に関する問合せ先

国立大学法人横浜国立大学財務部経理課契約第一係

ＴＥＬ045―339―3241

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する協議書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成26年4月30日

地方公共団体金融機構

◎調達機関番号　328　◎所在地番号　13

地方公共団体金融機構の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する地公機規程

地方公共団体金融機構の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成21年地方公共団体金融機構地公機規程第64号）の一部を次のように改正する。

第１条中「その他の国際約束（以下「協定」という。）」を「（以下この条において「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束」に改める。

第２条第２号中「協定」を「改正協定」に、「付表４に掲げるサービス」を「付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）」に改め、同条第３号を削り、同条第４号中「含む」を「含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第３条第１項中「12ヶ月」を「12月」に改め、「特定役務の予定価格の総額」の次に「、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

第５条第１項中「のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前」を「に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで」に改める。

第６条第１項中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

⑺　競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

第６条第３項中「当該職員」を「第18条第２項の規定により委任を受けた職員」に改め、同項第２号中「入札期日」の次に「又は競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期」を加える。

第７条第３項中「前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

⑴　前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項

⑵　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に規定する事項

⑶　契約の手続において使用する言語

第９条を次のように改める。

（郵便等による入札）

第９条　特定調達契約に係る入札は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

第10条第１号中「第６条第１項第７号」を「第６条第１項第８号」に改め、同条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

第18条を第19条とし、第14条から第17条までを１条ずつ繰り下げる。

第13条第６号ただし書中「前条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の１条を加える。

（一般競争又は指名競争に関する記録）

第13条　特定調達契約について一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名

⑵　入札者の申込みに係る価格

⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項

⑹　その他必要な事項